

研究者	所属・職位	氏名
	法律学科・教授	伊藤雄司
研究課題	ドイツ株式会社法に関する研究	
研究期間	2021 年 10 月 20 日 ～ 2022 年 1 月 5 日 (78 日間)	
主な研究機関 又は場所	ゲーテ大学(フランクフルト・アム・マイン)	
研究成果の概要		
<p>本研究では、ドイツにおけるいわゆるバーチャル株主総会に関する法規制の概要、実態、及び、これに関わる議論状況の調査を行った。これは、新型コロナウイルスの感染拡大を受けてリアル形式での集会が困難になったことから 2020 年の緊急立法によってドイツでは導入されたものであるが、それ以前においても部分的には株主総会のデジタル化に関わる立法がなされており、従前より一定の学説・実務慣行の蓄積があるところ、現行法の状況及び議論についてもこれを踏まえて理解される必要がある。本研究で得られた知見はおおむね以下の通りである。</p> <p>(1)2009 年株式法改正による株主総会のデジタル化について</p> <p>2009 年の株式法改正においては、①株式法 118 条 1 項において、電子的通信の方法を用いて株主の権利を株主総会の地に臨場することなく行使できることを定款で定めることができること、又は、定款の規定により取締役がこれに関する決定を授権できることが定められた。さらに、②株式法 118 条 2 項において、株主が「株主総会に参加することなく」電子的通信の方法によって議決権を行使できる旨を定款で定めることができること、又は、定款の規定により取締役がこれに関する決定を授権できることが定められた。①は電子的参加と言われるものであり、②は書面投票(Briefwahl)と言われる。議決権の行使を念頭に置くと、両者は、画面上のダイアログによってなされるものであるという点で同じであるが、①にあつては株主総会に出席したものとして扱われるのに対して②にあつては株主総会に出席したものと扱われないという点に違いがある。ドイツの法制の下では、株主が決議取消訴訟を提起するためには出席して議事録に異議をとどめる必要があることから、この違いは実は重要な意味を持つ。実務上は②が多く利用されてきたと言われる。なお、同制度は株主全員が物理的に株主総会に出席しないで開催されるいわゆる完全バーチャル総会の開催を可能とするものではない。</p> <p>(2)2020 年の時限立法によるバーチャル総会の導入について</p> <p>2020 年 3 月 27 日に「会社法、強度組合法、社団法、財団法及びマンション法における新型コロナ感染拡大の影響に対処するための措置に関する法律」が成立・施行された。同法によって、上記(1)①②の制度(電子的参加、書面投票)について定款の規定に基づかずに取締役限りの判断で決定できること(同法 1 条)、及び、同法 2 条各号の要件の下に「株主又はその代理人の物理的出席を伴わない総会」を開催できることが定められた。後者は完全バーチャル総会を意味するところ、同条各号の要件としては、(i)総会全体の映像及び音声の中継されること、(ii)書面投票又は電子的参加による議決権行使が可能であり、かつ、代理人を通じた議決権行使が可能であること(主として会社の指定する代理人を通じた議決権行使が念頭に置かれる)、(iii)電子的通信の方法による質問可能性(Fragemöglichkeit)が認められること、(iv)議決権を行使した株主に株主総会に対する異議を提起する可能性を認めること、が挙げ</p>		

られる。(iii)については、従来株式法に定められた質問権ではなく「質問可能性」が認められたに過ぎず、質問に対しては、取締役は、「義務に合致した自由な裁量」に基づきどの質問に対してどのように回答するかを決定できる(同法2条後段)とされており、株主の権利が制約されている点が問題とされている。(iv)は書面投票による議決権行使の場合についても、従来と異なり取消訴訟を提起する可能性を株主に認めるものである。同法の下での株主総会の実態としては、上場会社のほぼすべてが完全バーチャル総会を選択したこと、その方法としては電子的参加ではなく書面投票によるものが97%を占めていたことを指摘できる。

(3)2020年時限立法の改正について

上記時限立法については、緊急になされたものであり、CDU/CSU 連立政権によってとりわけ株主権の保護の弱体化が問題とされた。背景にはワイヤーカードスキャンダルなどの企業不祥事が不十分なコーポレートガバナンスに起因するものであると認識されたことが挙げられる。上記時限立法の改正により、時限立法においては質問を提出すべき期限が総会の2日前から1日前に短縮されるなどの修正が図られている。これは些細な修正であるとみることもできるが、同改正法の草案理由書において、従来の「質問可能性」が「質問権」に取って代わられること、さらに、取締役の回答を受けた再質問権(Nachfragerecht)が認められる旨述べられた点で株主保護の改善を図るものであったと評価することができる。もっとも、再質問権が認められるかについては、学説上は条文解釈の問題として否定的な見解が有力である。

以上

研究科委員長・学部長・センター長 **原 強**

専攻主任・学科長 **大橋真由美**